

(3) 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案 (39件)

管理番号	団体名	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体	理由(今後検討・調整が必要な事項)
		区分	分野							
8	東員町、川越町、朝日町	B 地方に対する規制緩和	11_その他	執務時間外の死亡届に係る事務手続き	死亡届の受理決定及び火葬許可証の交付決定を民間事業者に委託することが可能な業務とすること	死亡届に係る事務手続きについては、火葬を行うため、死亡届の受領及び受理、並びに火葬許可申請書の受付、並びに火葬許可証の作成、交付決定及び交付を一連の事務として行う必要がある。本町においては、閉庁日の役場業務を請け負う委託業者の従業員を「非常勤の特別職(嘱託職員)」として委嘱することで、公務員の身分を与え、24時間、死亡届に係る一連の事務手続きができる体制をとってきたが、令和2年4月施行の地方公務員法改正により、特別職の範囲が厳格化され、これらの業務を行う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、別途正規職員または会計年度任用職員を配置することが必要となった。本町においては、役場の閉庁日の8時15分から17時00分までの間、会計年度任用職員を配置し対応することとしたが、夜間など、正規職員または会計年度職員の配置が困難な時間帯に死亡届が提出された場合、死亡届の受理及び火葬許可書の交付決定ができないため、申請者は再度来庁する必要があり、住民サービスの低下を招いている。また、年末年始などの長期休暇においては、全ての日を会計年度任用職員でカバーすることは困難で、正規職員を配置する必要があり、戸籍事務担当課の負担が増加していることから提案に至った。	地方公務員法第3条第3項第3号 地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン 戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日 法務省民一第317号) 墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第8条	総務省、法務省、厚生労働省	郡山市、桐生市、川越市、柏市、中野市、宮崎市	平成28年管理番号270への回答において、法務省より「市区町村長の判断が必要となる業務は委託することができない」との見解が示されており、当該提案に係る措置として平成30年4月5日付けで、総務省行政管理局公共サービス改革室が発出した事務連絡(ガイドライン)においても、「公権力の行使」、「交付・不交付の決定」、「審査そのもの」は各省が委託不可能範囲と整理していることとめられている。今回の提案事項である死亡届及び火葬許可証についても、法務省・厚生労働省から、事務連絡等により委託不可であるとの見解が示されている。当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	茨城県、福島県、横浜市	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地方自治法施行令第171条の5第2号に規定される徴収停止のための要件について、「債務者の所在が不明」部分の削除 ・地方自治法施行令第171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の具体例の提示	・地方自治法施行令第171条の5第2号に規定される徴収停止のための要件について、「債務者の所在が不明」部分の削除 ・地方自治法施行令第171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の具体例の提示	当県においては、税外未収債権の縮減を目的とした専門組織(未収債権対策チーム)を令和2年度から設置している。未収債権対策チームが中心となり税外未収債権の整理を進めているが、全てが回収できる債権ではなく、債務者の状況に応じて、施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置を取る場合がある。ただし、施行令第171条の5の規定による徴収停止については、個人の場合は、第2号の規定により「債務者の所在が不明」であるとの要件が付されている。当県の事例において、債務者の所在は判明しているにもかかわらず、実際は徴収困難である事例が多々あり、徴収停止にできないなど、対応に苦慮している。(例1)債務者が収監されており、財産調査を実施しても差し押さえる財産がない。(例2)債務者は老人福祉施設に入居しており、差し押さえるべき財産がない(また認知症を患っており、履行延期の特約等でも対応できない)上記のように、債務者の所在が判明している場合であっても徴収が著しく困難な場合があることから、「債務者の所在が不明」という要件の撤廃を求める。なお、当県の場合、上記の例については、現状、やむを得ず地方自治法施行令第171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の認定を行って対応しているが、この「特別な事情」についても具体的にどういった場合に適用可能か、特別な事情として認定できる具体例をお示しいただきたい。	地方自治法施行令第171条の2及び同令第171条の5	総務省	豊橋市、豊田市、名張市、豊中市、山形県、熊本市、山鹿市	提案団体が徴収停止を活用したいとしている、住所が明らかでありかつ返済能力がない滞納者からの徴収については、個別事案に応じ債権放棄等の手続をとるべきものであり、催告に対する事務負担だけでは要件緩和するに足り得る支障とは言えない。地方自治法施行令第171条の2に規定される「特別な事情」の明確化(具体例の提示)については、債権の種類、性質、金額等を含め、個別具体的に判断しなければならないものであり一概に特別な事情を具体的に記載できるものではないと考えられることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
20	松原市	A 権限移譲	01_土地利用(農地除く)	区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	川口市、亀岡市、城陽市	平成26年提案募集管理番号81、82、658、839、875において議論済み。国土交通省からは「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」と回答があったところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
29	宮城県、三重県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し	総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止	総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。	総合保養地域整備法第4条、第6条	総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	鳥取県、福岡県	平成16年の「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針」の改正により「政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直す必要がある。」とされ、当該基本方針に基づき政策評価を実施し、その結果同意基本構想を廃止する等の見直しを行った団体が相当数あることを踏まえれば、提案団体が政策評価を実施できない具体的な理由や支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

33	山梨県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	介護保険施設等の基準改正に係る事務の合理化	介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等	【制度の概要】 介護保険施設等の基準は、省令に従うなどして条例で定める必要がある(介護保険法第88条第3項ほか。参考資料p1参照)が、省令は3年に1度の制度改正に伴って改正される。 【支障事例】 制度改正に合わせて、改正条例を新年度の4月から施行するためには、2月議会での条例改正が必要だが、その直前にならなければ改正省令が確定しないのが通例であるため、自治体は、条例改正のために担当職員1人当たり100時間という膨大な作業を短期間で処理することを強いられている(参考資料p2～3参照)。 このような運用は、基準を条例で定めるとした地方分権一括法の趣旨を没却するだけでなく、むしろ地方に負担を課す結果となっている。 【支障の解消策】 そのため、国の事務の運用を根拠から見直し、省令改正の時期の前倒しなどを図る必要がある。	介護保険法、社会福祉法、老人福祉法(参考資料p1参照)	厚生労働省	北海道、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、滋賀県、草津市、生駒市、広島市、府中町、徳島県、今治市、高知県、長崎市、大村市、荒尾市、大分県、延岡市	平成30年提案募集管理番号83において、厚生労働省は介護保険法に基づく介護サービスの運用基準等について、可能な限り早期に、地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行うこととされ、令和2年度の省令改正手続では一定の対応がなされたところ。 今回の提案は、更なる対応を求めるものであるが、上記方針が定められてから基準省令の改正が行われたのは令和2年度の一度だけであり、効果を検証するに足る期間が経過していないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
47	金沢市	B 地方に対する規制緩和	11 その他	時効期間を過ぎた私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等	【第1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分(債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条及び借入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27条の規定に相当する制度とします)をするための規定の整備 【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施	時効期間を過ぎた私法上の債権は、判例上、債務者からの時効の援用がなければ消滅しない。このため、債務者の所在が不明である場合等で時効の援用が行われない債権は、一般的には、地方自治法第96条第1項第10号の「権利の放棄」として議会の議決を得るか、債権管理条例等を制定し、条例の規定に従って債権放棄をした上で不納欠損処分をするべきとされている。しかし、債務者の所在が不明であれば、債権放棄の議決を得ても、放棄の意思表示を到達させなければ、意思表示の到達主義(民法第97条第1項)の下では、債権は消滅しない。これを消滅させるには、裁判所において意思表示の公示送達を行う必要があり、一定の手続と費用が必要となる。一方、国においては、財政法第8条において債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされるところ、省令で「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を定めている。このことは、「債権のみなし消滅」は「債務の免除(権利の放棄)ではないと解釈しているものと考えられる。そこで、「債権放棄」ではなく、国と同様の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行えることが明らかになれば、債権放棄の方法における「意思表示の到達」という問題を生じさせずに不納欠損処分ができるようになる。	行政実例(昭和47年6月19日自治行46)の解釈(当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっているようである。)	総務省	ひたちなか市、群馬県、前橋市、新潟市、豊田市、姫路市、広島市、徳島県、佐世保市、熊本市、大分県	権利放棄の際に議会議決を必要とする地方自治法の規定には「政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか」との例外が設けられており(第96条第1項第10号)、既に多くの団体において債権放棄を行うことができる旨を規定した条例(債権管理条例等)の制定がなされていることを踏まえ、地方自治法施行令等に統一的に「債権のみなし消滅」を規定する必要性や、条例によらず、地方公共団体の「規則」で定めることを可能とする見直しを求めるに足りる支障等は示されていない。 また、債務者の所在が不明である債権について債権放棄を行う場合の「意思表示の公示送達」については、提案団体からは、意思表示の送達に係る事務負担・手数料の負担が示されているにすぎず、制度改正を求めるに足り得る支障が示されていない。したがって「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
62	三重県	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	市町村農業振興地域整備計画の変更手続きにおける審査申立に係る処理期間の緩和	農業振興地域の整備に関する法律第11条に基づく市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更における審査申立に対しては、審理の内容や複雑さにより当該期間内の都道府県知事による裁決が困難な場合があるため、各都道府県が標準処理期間を設定できるよう制度の改正を求める。	農業振興地域の整備に関する法律第11条における審査申立については、同条第6項に規定する期間(60日)中に裁決を行う必要があるが、審査請求人への不服内容に係るヒアリングや処分庁(市町村)からの弁明の聴取など、審査請求人と処分庁双方の主張や事実関係、関連する資料を収集整理する一連の過程に長期を要するため、当該期間を超過する場合が発生している。	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省	延岡市	審査申立てに対する処理期間を現行の60日を超えて設定した場合、住民サービスの低下を招くおそれがあることを踏まえれば、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
63	青森県、岩手県、宮城県	B 地方に対する規制緩和	11 その他	地方独立行政法人における出資財産処分の定款変更に伴う手続の簡略化	地方独立行政法人法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」にあたらぬ(地方独立行政法人の業務に影響を及ぼさない)出資財産の処分について、業務効率化の観点から、定款変更に伴う設立団体の一連の手続を簡略化すること。	【制度改正の必要性】 地方独立行政法人法(以下「法」という。)に基づき当県が設立した地方独立行政法人当県産業技術センター(以下「法人」という。)は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(件数558)は老朽化が進行しているほか、社会情勢の変化に合わせた組織再編等に伴う整理・統廃合がなされ、処分案件が多く発生し、今後も増加が見込まれている。財産処分後の定款変更には、法第8条第2項に基づき、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受けが必要があり、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当県の事務負担が増加し、限られた人員や働き方改革などを踏まえ、事務負担の軽減や効率化が求められている。また、財産処分後に、定款変更について県議会の議決を要することは、県議会から審議に対する必要性も問われかねないものと考えている。なお、過去には、法人の業務に何ら影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続を簡素化する制度改正が行われた経緯がある。本事業も業務に影響ない出資財産の処分に関するものについて求めるものであり、さらに処分に当たっては、県知事が設立団体としての意向を反映させるという観点から、事前に処分の承認を行う手続を経ている。 【支障事例】 法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」(重要な財産)にあたらぬ出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、総務省との事前協議、県議会と上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請等の手続が必要となった事例は以下のとおり。 ①平成26年11月、土地の一部を売却し、平成27年2月に議決、平成27年7月に認可 ②平成27年11月、船舶を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ③平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可 ④平成31年2月、土地の一部を売却し、令和元年6月に議決、令和元年10月に認可 ※令和3年度、3件程度の財産処分に係る定款変更を行う予定がある。	地方独立行政法人法第3条第3項、第6条第4項、第8条第2項 地方独立行政法人法施行令第2条第3号 地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(平成25年10月17日付け総行経第22号総務大臣通知)記第2	総務省	高崎市、長崎県、佐世保市	平成28年提案募集管理番号131において議論済み。総務省は、「地方独立行政法人の定款については、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会議決に係らしているものであって、議会議決といった手続を簡略化することはできない」、「地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために、資本金その他の財産的基礎を有しなければならないことから、資本金、出資及び資産に関する事項は定款必須記載事項としているところである」としている。 今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、関係する政策の変更、当時とは異なる切り口の支障事例等、改めて議論すべき論点がないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

66	福岡県、九州地方知事会、宮城県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	<p>宗教法人から暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。</p> <p>【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1) 役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの (2) 暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。</p> <p>【改正案2】 (1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること ※「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第6条と同内容</p>	<p>【現状】 法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。</p> <p>【具体的な支障事例】 (1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3)。 (2) 暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添4)。 (3) 暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添5)。</p> <p>【類似法人の状況】 なお、公益事業を行うことを目的とする法人のうち、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人については、既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。</p>	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省	岩手県、長野県、大阪府、兵庫県、宮城県、沖縄県	支障事例として挙げられた事案については、刑法・出資法などの関連法令により対応がなされており、制度改正の必要性が示されているとはいえない。このため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
76	川崎市、福島県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	審査請求の審理中に処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものに関する見直し	<p>審査請求の審理中に、処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものについて、次のいずれかの対応が可能となるよう提案します。</p> <p>① 処分の取消しの場合、裁判によらず審査請求が終了となるようにする。 ② 処分の取消しを理由として却下裁決を行ったことについての議会への報告については 不要とする。</p>	<p>生活保護費返還金に係る督促処分に関し審査請求がなされた案件に対して、却下裁決を行ったことから議会に報告を行いました。当該報告に係る却下裁決の事由は、生活保護費返還金決定処分の取消しに伴い、督促処分が取り消されたためでした。(なお、当該生活保護費返還金は、後に改めて算定をし直して返還金決定処分を行っており、それでも、審査請求人から納付がなされなかったことから、再度督促処分を行った結果、これに対しても再度審査請求がなされています。)</p> <p>このような場合、当初の督促処分が取り消され、審査請求の法律上の利益が失われても、審査請求人からの取下げがない限り審査請求は終了しないため、法律上は却下裁決まで手続を行わなければなりません。</p>	行政不服審査法第44条、地方自治法第206条第4項、第229条第4項、第231条の3第9項、第238条の7第4項、第244条の4第4項	総務省	前橋市、山梨県、京都市、兵庫県、広島市、宇和島市、熊本市	平成28年提案募集管理番号1101に係る措置として、第7次地方分権一括法において、地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後報告とする見直しが行われている。提案団体の求める措置は当時の議論で検討済みであり、その後の新たな情勢変化等が示されていない。また、審査請求が不適法である場合であっても、審査庁は裁決でその判断を示さなければならぬとされている制度の趣旨を覆すに足る具体的な支障も示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
77	関西広域連合	A 権限移譲	01_土地利用(農地除く)	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	<p>日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。</p> <p>当広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定のうえ、推進しており、「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。</p> <p>また、広域連合は、構成都道府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「地域全体の広域行政を担う責任主体」であり、地域における計画を推し進める主体としてより適切である。</p> <p>昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには圏域の都道府県・政令指定都市で構成される当広域連合が圏域の計画を策定することが必要である。</p>	国土形成計画法第9条	国土交通省	-	平成26年提案募集管理番号60において議論済み。国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」、「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

78	関西広域連合	A 権限移譲	01 土地利用(農地除く)	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり当広域連合への意見照会が行われず、結果的に当広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止すべきであるが、これが困難である場合、現在、関係都道府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、広域連合にも付与すべきである。	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	国土交通省	—	平成27年提案募集管理番号11において議論済み。国土交通省は、「近畿圏整備計画は、我が国において極めて重要な圏域である近畿圏の整備について国策として策定するものであり、広域的かつ根幹となる産業基盤、国土保全、住宅・生活環境、教育、観光等に関する施設の整備に関する内容等を盛り込んだ総合的な計画として、国が責任をもって策定・推進していく必要がある。」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
79	関西広域連合	A 権限移譲	01 土地利用(農地除く)	複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲	複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限について、広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。都市計画区域の指定については、現在、都道府県内の区域指定の場合は都道府県の権限となっているものの、二以上の都道府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても都道府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、都道府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることは望ましくなく、また、地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであり、設立から10年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている当広域連合であれば、都道府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。したがって、複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限を広域連合に移譲すべきである。	都市計画法第5条第4項	国土交通省	—	平成27年提案募集管理番号12において議論済み。国土交通省は、「都市計画に関する事務は、安定的かつ総合的な行政主体が、地権者との調整や、各種都市施設の管理者との協議、農業、環境、商業等各行政分野との調整を一元的に行うことが必要不可欠であり、広域連合が処理する事務にはなじまない」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
80	関西広域連合	A 権限移譲	06 環境・衛生	国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限について、広域連合への移譲を求める(山陰海岸国立公園)。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1〜2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。昨年示された、第32次地方制度調査会答申では、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、関西圏の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	環境省	—	過去の提案募集(平成26年管理番号65、平成27年管理番号14)において議論済み。環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
81	関西広域連合	A 権限移譲	06 環境・衛生	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、広域連合への移譲を求める。	国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。しかし、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっている。このため、充実した管理運営のため地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブが発揮しにくく、また、過去にも軽微な計画変更に約2年近く要するなどしたことがあり、機動的な対応ができていない。なお、当広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することには変わりはなく、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	環境省	—	平成27年提案募集管理番号15において議論済み。環境省は、「国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。」としている。当時から的情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。

82	関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。ついては、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2	総務省	—	移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、過去の提案募集(平成26年提案募集管理番号66、平成28年提案募集管理番号235)において議論済み。移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
83	関西広域連合	A 権限移譲	05_教育・文化	専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、広域連合が、専門職大学の設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べることでできる枠組みをつくることを求める。	これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道府県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1条校設置法人のみであったことなどから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況にあるうえ、専門学校から移行設置する場合、学生の募集停止などにより、学校法人の経営等への影響が大きく、地方への設置が進まない。また、当団体の位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として、その認可の効果等について意見を述べる場が必要であることから、大学設置・学校法人審議会へ意見を述べることでできる枠組みが必要である。	学校教育法第4条第1項	文部科学省	—	令和2年提案募集管理番号7において議論済み。文部科学省からは、「大学設置認可の審査については、高度の専門的な知識・経験に基づく判断が求められるとともに、地域によって異なる運用がなされることのないよう厳正・公平に行うことが大学の質保証にとって重要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に行われている。このため、権限の移譲は困難である」旨の回答があったところ。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、その後の情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
85	関西広域連合	A 権限移譲	05_教育・文化	地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部委譲	地域の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、広域連合への移譲を求める。	地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。しかし、文科省の「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」、「人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム」等の地域の人材育成に関わる補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。以上から、地方が主体的に人材育成に関する補助事業の審査に関わる必要があり、また、当団体が位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として積極的にその審査に関わる必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項、第26条第2項、同法律施行令第17条第1項	文部科学省	—	令和2年提案募集管理番号9において議論済み。なお、今後実施される事業に係る権限移譲については、具体的な支障事例が示されていない。このため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
86	関西広域連合	A 権限移譲	07_産業振興	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨るものは、広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せざるべきであり、設立から10年、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきた実績を踏まえれば、円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限は当広域連合に移譲すべきである。	中小企業等経営強化法第14条、第15条、第66条第1項	経済産業省	—	府県域をまたぐ経営革新計画の承認、報告の徴取等の権限が経済産業局にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、当該権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

93	愛知県	A 権限移譲	06 環境・衛生	浄化槽法に定める清掃及び定期検査の実施回数を緩和する権限の付与	浄化槽法第10条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の実施回数について、一定の条件(〈例〉独居高齢者宅など浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合)において、都道府県知事の裁量により適正な回数を定めることができるようにする。	浄化槽管理者に対し法で定める保守点検、清掃、法定検査について一律に実施するよう働きかける事務が膨大である。(特に独居高齢者は理解を求めるのが困難である。)清掃については、浄化槽法で年1回以上(一部6か月に1回以上)と定められているが、浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合は、法律に定める清掃回数を実施すると、却って、浄化槽の適正処理に支障をきたすケースもある。清掃料金や法定検査の手数料は、年金生活者等にとって負担が大きい。	浄化槽法第10条及び同法第11条、環境省関係浄化槽法施行規則第7条及び第9条、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第1条	環境省	茨城県、豊橋市、山口県、大牟田市、長崎県、佐世保市、大分県	浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならず(浄化槽法第10条第1項)、また、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている(同法第11条第1項本文)。提案団体が求める措置は国が法令で全国一律に定めている定期検査等の実施回数を都道府県の裁量により判断できることとするものであるが、提案団体が挙げている支障への対応としては現行原則1年に1回とされている定期検査等の実施回数の例外を個別に規定し対応すべきものであり、都道府県の裁量により当該回数を判断できるようにすることによる効果が十分に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
109	熊本市	B 地方に対する規制緩和	05 教育・文化	教育職員免許法に規定する教員免許更新権限の指定都市教育委員会への付与	教育職員免許法では都道府県教育委員会に対してのみ教員免許更新に関する権限が付与されていることから指定都市教育委員会では免許更新講習の対象者、更新講習修了者等の申請状況を正確に把握することができない。よって、指定都市における教員免許管理システムの閲覧権限の付与、又は指定都市教育委員会に教員免許更新に関する権限を拡大していただきたい。	教育職員免許法では都道府県教育委員会に対してのみ教員免許更新に関する権限が付与されていることから、指定都市教育委員会では、免許更新講習の対象者、更新講習修了者等の申請状況を正確に把握することができない。そのような中、本市において、主幹教諭が免許更新講習の免除申請を免許管理者である都道府県に行う必要はないと誤認した結果、免許状を失効し、令和2年9月30日付けで失職した。免許状を失効した教員の行った授業の有効性を問われ、児童に重大な影響を及ぼしかねない事態となった。	教育職員免許法第2条2項、第9条の2	文部科学省	いわき市	教員免許管理システムは、各都道府県教育委員会で構成された「教員免許管理システム運営管理協議会」により管理されているため、本内容の部分に関しては、地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)に当たらない。また、教員免許の更新に係る権限を指定都市に移譲することについては、仮に移譲した場合、授与の申請は都道府県に行う一方、更新の申請は指定都市を行うこととなるため、申請者の混乱を招き、提案団体が掲げるような支障が他でも生じかねないこととなる。以上のことから、制度改正の効果が明らかであるとは言えないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
127	南城市	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	農業振興地域の整備に関する法律施行規則および農地法施行規則に基づく公共性の高い事業および施設、特別の立地条件を必要とする事業の規制緩和	農振法施行規則第4条の5第1項第28号及び農地法施行規則第37条第13号の次に「都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)に定める土地利用の用に供する事業で当該市町村と連携する事業の用に供される施設」を追加。農地法施行規則第35条第4号に規定する「流通業務施設」の次に「食品等製造業者等」を追加。農地法施行規則第35条第4号口の規定を「おおむね千メートル以内」に改正。農地法施行規則第35条第4号口に規定する道路施設は、都市計画決定等を受け、事業に着手している道路については、その時点から規定に該当するよう柔軟な制度へ改正。	沖縄県は、東アジア及び東南アジアと日本本土との中心に位置する地理的優位性から、国際物流産業を重要な分野と位置付け、積極的な企業誘致に取り組んでおり、県内企業の規模拡大による再配置や付加価値の高い製品を開発する企業の集積が進んでいる。一方、県都那覇市近郊では、企業ニーズに対応できる規模の産業用地が不足し、近隣市町村の高速道路やインターチェンジ周辺への企業立地の需要が高まっている。本市においても、整備中である地域高規格道路南部東道路および4つのインターチェンジの供用を見据え、その周辺や既存の那覇空港自動車道周辺において物流倉庫や食品製造業等の企業から立地相談を多く受けているが、農用地区域からの除外や農地転用の規制により企業ニーズに対応できず、本市の産業振興に大きな影響を与えている。農用地区域からの除外および農地転用許可の特例として、農村産業法や地域未来投資促進法があるが、農村産業法は、沖縄振興特別措置法第115条において適用除外となっており、地域未来投資促進法は、事業者の牽引事業計画に示す具体的かつ必要最小限の面積での特例しか認められていないため、本市の目指す土地利用や都市計画、企業ニーズに応じた産業適地を予め先行して用意することが困難な状況となっている。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項、農地法施行規則第35条第4号口、第37条	農林水産省	須賀川市、下呂市、四日市市	第5次地方分権一括法により農地転用許可権限の移譲を行った際、真に守るべき農地を確保することについて、全国知事会、全国市長会、全国町村会が申合せを行った状況を踏まえれば、インターチェンジ付近の第1種農地の転用基準の緩和等をしなければならぬ理由や支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
129	和歌山県	B 地方に対する規制緩和	11 その他	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止	地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止	地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものと見える。従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。	-	盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市	個別の計画に係る具体的な支障や求める措置が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。	

130	和歌山県	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象施設について、通知による過度な制限を改め、施行令第11条1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請の対象施設について、通知による過度な制限を改め、施行令第11条1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	令和2年に新型コロナウイルス感染症が全国的に流行して以降、当県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)に則り、対応している。しかしながら、特措法第24条第9項に基づき、施設に対し、新型コロナウイルス対策の実施に関し必要な協力の要請を行う際、国から発出されている事務連絡により、都道府県知事の権限行使が制限されており、機動的に協力の要請を行うことが困難である。地域の実情に応じた対策をより大胆に講じられるよう、特措法については国の関与は必要最小限のものとし、地方の自主性に配慮するなどとした地方分権改革の理念に基づいた運用が必要である。	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号 ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡(令和2年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)	内閣官房	岩手県、長野県、岐阜県、鳥取県、徳島県、高知県	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の要請の対象施設については、令和2年提案募集管理番号229に係る関係府省へのヒアリングにおいて、内閣官房から、「24条9項と45条2項と3項は連続的に使われており、45条で施設の使用制限がかけられないような施設についてまで24条9項で営業の自粛をかけるのは、必要最小限度の原則から見てもどうか」との説明がなされるなど、議論済み。 今般の提案は、上記議論に係る内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
131	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、尾花沢市、西川町、朝日町、大江町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、遊佐町	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(法第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。 (もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改正すること。)	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。 採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。 認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。 環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。	採石法第33条の4	経済産業省	長野県、宇和島市、大分県	提案団体における支障は条例の制定によっても対応可能であり、制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
142	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	児童福祉法に基づく、保育士試験及び保育士登録の実質的義務付けの見直し	児童福祉法第18条の8第2項等の保育士試験及び、同法第18の18第2項等の保育士の登録に係る規定のうち「都道府県知事」への実質的義務付けを見直すこと。	現在、児童福祉法の規定により、保育士試験は都道府県が行い、その事務の全部又は一部を一般社団法人又は一般財団法人に行わせることができるとされているが、全都道府県が一般社団法人保育士養成協議会を保育士試験の指定試験機関とし、試験事務の全部を行わせている。 また、実態として、国が示した日程で試験を全国的に円滑に実施するよう求める依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的助言が、国から通知として発出されており、全都道府県が保育士試験を同一日程・同一問題で実施している。 さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強い要請があった。 このように、試験事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体から事実上全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。 また、保育士登録は都道府県ごとに行っていることから、法18条の19の規定により、禁錮以上の刑に処せられた等欠格事由に該当するため登録を取り消しても、その情報は法令上、公表や他の都道府県と共有することができないため、別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることが大きな問題である。	児童福祉法第18条の8第2項、第18の18第2項	厚生労働省	岩手県、宮城県、茨城県、富津市、神奈川県、川崎市、長野県、岡山県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県	児童福祉法において国・地方公共団体の責務が規定されている中、一部事務(保育士試験事務及び保育士登録事務)のみを取り出して都道府県から国に移管する措置を検討するには、法律で規定する役割分担も含めた抜本的な考え方の整理を行った上で制度改正を行う必要があるが、それを求めるほどの制度改正の必要性が十分示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
143	浜松市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	都市計画基礎調査における、固定資産課税台帳情報の家屋情報の内部利用を可能とすること	都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家屋情報(所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報(家屋外形図との紐づけ情報等)の内部利用を求める。	【具体的な支障事例】 当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施要綱に従い実施している。令和2年以前の要綱では建物用途のみの調査であったが、令和2年6月の要綱改正により、建物利用現況調査に構造、建築年、階数等の調査内容が追加された。この調査を実施するには、莫大な費用と労力が必要となり、調査の実施が困難な状況である。 【提案に至った背景等】 近年の急速なデジタル化の進展とともに、明確な根拠に基づく計画策定が求められる中で、詳細な建物データの調査の必要性が高まっているが、上記調査のため、独自で構造、建築年、階数等を調査するには莫大な予算と労力が必要となるため、これらの建物情報を有する固定資産課税台帳情報(家屋情報)の活用を図りたい。 登記情報では、実際の家屋の用途、構造、床面積等が登記の情報と異なる場合があるため、固定資産課税台帳に登録されている家屋情報の利用を求めるが、登記情報とは異なる実際の建物の情報や未登記家屋に関する情報、家屋外形図と紐づいた家屋の位置情報等は、いずれも地方税法の守秘義務の対象となることから提供を受けることができず、活用できない状態となっている。	地方税法第22条 都市計画法第6条	総務省、国土交通省	千葉市、山梨県、掛川市、豊田市、稲沢市、今治市、久留米市、大分県、宮崎市	地方税情報については、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されているところ、他の行政機関から、法令の規定に基づいて情報の提供が求められた場合は、個別具体的に状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ううえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当とされている。 今回の提案が求める、都市計画基礎調査において地方税情報を利用可能とすることについては、緊急性を示すような具体的な支障や、代替的手段が無い等の制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

145	兵庫県	A 権限移譲	03 医療・福祉	生活保護の審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲	保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。	<p>【現状】 生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県(本庁)が、②は、指定都市(本庁)が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①・②いずれについても都道府県にある。 令和2年度における兵庫県内の審査請求は令和3年3月30日時点で259件あったが、そのうち、指定都市に関する審査請求は127件(49.0%)である。 大都市特例等により、指定都市(本庁)は処分庁(区)に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している(なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的)。 区の処分に対する審査請求では、指定都市市長が裁決を行う場合(保護費の不正受給に係る徴収決定処分等)と、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合(保護の決定・実施に係る事務)があり、審査庁が分かれている。 行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審理員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高められている。 【支障】 ①道府県は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県総件数の約半数を占めるなど膨大な事務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の多大な負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。 審査請求は、50日以内(行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内)に裁決をしなければならない(生活保護法第65条)が、実際、この期間内に裁決に至らない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。 ※令和3年3月末時点で未採決の事案(50日以上)は663件あり、うち263件が指定都市の事案</p>	生活保護法第64条、第65条	厚生労働省	北海道、神奈川県、京都府、福岡県	平成29年提案募集管理番号52において議論済み。その際、指定都市、中核市の意見等を踏まえ検討した結果、権限移譲を行わないこととされたところであり、その後の情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
146	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	08 消防・防災・安全	災害時に限り、指定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和	スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行可能状況により自治体が判断する。当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とする。	<p>【現状】 災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め期間において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年12月の関越自動車道渋滞においても路面状況や安否の確認等で活躍している。 災害時において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いに考えられるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。 【支障】 災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。</p>	道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、道路運送車両法第3章、道路管理におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付け国道防第48号、国道環安第53号、国道高第178号)	警察庁、総務省、国土交通省	石川県、八尾市、高知県、佐世保市	災害対応等の際に、道路運送車両法の保安基準に適合した四輪バギーを用いることができないとする具体的な支障が明らかではなく、制度改正の必要性が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
149	宝塚市、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	介護保険料の督促事務における時効の完成猶予期間の設定	介護保険法第200条第2項の規定について、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成を猶予する旨を規定すること。	<p>【現状】 地方税法においては、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成が猶予されているが、介護保険法には同様の規定がない。[地方税法第18条の2第1項第2号] 地方税・介護保険料とも、滞納処分は国税徴収法の例によることから、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで行うことができない。 【支障】 介護保険料については、督促から10日間は滞納処分を行うことができないにもかかわらず、時効の計算には当該期間が含まれるため、滞納者が有利となる現状がある。 地方税の滞納者は介護保険料も滞納している場合があり、時効の考え方について制度的な統一性が図られていない。 多くの滞納事例を抱え、時効経過までに滞納処分を行うことができない事例も生じている。</p>	介護保険法第143条、第200条第2項 地方税法第18条の2	厚生労働省	北海道、旭川市、関根市、草津市、大阪市、寝屋川市、松山市、熊本市、荒尾市、宮崎市	提案の求める措置を実現したとしても、時効完成が10日間延びるにすぎず、制度改正の効果が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。



151	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	11_その他	起業支援制度における補助対象期間に関する運用見直し	前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること。 補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4～7月に起業する者にとつて最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修費、初度備品費等)が対象とならないため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、UIターン等による起業支援を行っている。 [ミドル起業家支援事業(社会的事業枠)、ふるさと起業家支援事業(東京23区等からのUIターン者枠)] 国の制度設計に従い、応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日(当県の場合概ね8月1日頃)から1月末までとなっている。 【支障】 一般的に起業する場合、補助制度を前提に起業後すぐに事業活動を行う場合よりも、起業後一定の準備期間を経た後に事業活動を行うことが多い。しかし、本制度では起業時期が当該年の4月～1月(10か月間)に限られており、こうした準備期間を経る場合など、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。 [当県の他の起業家支援制度では、前年度4月～当該年度1月末(22か月間)を支援対象としている] 当県の他の起業家助成事業(女性起業家支援事業)の実績では、前年度起業者が61%であったことから、国交付金を活用した起業家支援事業でも、過半数の補助案件を逸している可能性がある。 補助対象期間が、交付決定日以降となっているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。 [実際に採択された案件でも設立当初に必要な建物改修に経費を充当した事例が極めて少ない] [当県の起業支援制度(若手起業家支援事業)では4月から7月に支出する経費は、事業費の概ね2割強] 応募期間や補助対象期間が限定されていることから、応募自体も低調であり、制度目的を達成する上での支障となっている。	令和3年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局「起業支援事業について」 5. 起業支援金の支給について	内閣官房、内閣府	長野県、たつの市、香川県、高知県、福岡県、宮崎県	令和2年提案募集管理番号233において議論済み。内閣府からは「本制度があったから起業を行う者」に対して支援を行うべきだと考えられ前年度に起業した者を支援対象とすることは適切でない。当該年度内の補助対象期間の設定については、まずは各自治体の運用や実情など、実態等の把握に努めていくことが重要」との趣旨の回答があり、今後、実態把握をするため、ヒアリングなどを進める予定としている。今回頂いた提案は、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
152	兵庫県、神戸市、京都府、京都市、和歌山県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し	移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、①移住元の居住地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにすること。	【現状】 当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大している。 移住者は、申請時に移住元の居住地や在住期間(直近10年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。 【支障】 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年にわたり居住確認を行う必要があり、煩雑な手続となっている。 東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要がある。 移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなどの手続が必要である。また、移住支援金の財源を国・県・市町が負担していることから、自らの市町からの転出のみならず、転出先の市町からのさらなる転出の有無や、県内に留まっているかについても確認を行うこととなる。当県では令和2年度に5件の移住支援金の支給を行っており、上記のような具体の居住確認の義務が生じる。 また、昨年12月に支援対象が拡大(第二新卒、専門人材、テレワーク等が対象化)され、今後ますます支給対象事例が増加すると見込まれる。 [令和2年度の支給実績] 5件(内訳:神戸市1件、姫路市1件、加西市1件、淡路市2件)	令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」 7. 返還制度 住民基本台帳法第30条の10(別表第2)、第30条の12(別表第4)	内閣官房、内閣府	岩手県、仙台市、たつの市、鳥取県、高知県、大分県	転出後の居住状況の確認は都道府県による住民基本台帳法第30条の13に基づく条例の制定によって対応可能であるなど、具体的支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
154	兵庫県、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務(その前提となる家屋被害認定調査を含む)を追加すること。 もしくは、罹災証明関係業務の応援に係る経費について、全額特別交付税措置を行うこと。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、①避難所・応急仮設住宅の設置、②食品・飲料水の供給、③住宅の応急修理、④埋葬など10事務に限定。 発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するため、家屋被害認定調査を行い罹災証明書の速やかな発行が不可欠だが、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は災害救助費の対象外。なお、罹災証明書は活用目的毎に申請するのではなく、原本証明等により写しを活用することが通常で、その速やかな発行こそが災害救助業務の遅延防止に繋がる。 災害救助費は、国庫負担(5/10～9/10)の残り(地方負担分)が特別交付税(4/10限度)措置され、国庫負担率が6/10以上であれば特別交付税措置と合わせ実質的な地方負担はゼロになる。 令和元年災害救助法改正で、住宅の応急修理の支援対象が一部損壊(10%以上)まで拡充、令和2年災害対策基本法改正で中規模半壊が支給対象となる等、罹災証明書の必要性が高まっている。 【支障】 令和2年7月豪雨では熊本県内の被災8市町に6,300名を超える応援職員が派遣され、特に大規模災害時には被災自治体だけでは人員不足により家屋被害認定調査や罹災証明書の発行を迅速に実施できない。 他の自治体から応援職員を派遣する際にも、家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務は、災害救助費の対象外であり派遣元自治体の負担となる(特別交付税措置は最大で8割のため、2割は派遣元自治体が負担)。 応援自治体が要した費用は協議により被災自治体に求償可能だが、①求償するか否かの協議(応援自治体)、②求償額の協議(双方)、③求償額の確定・支払い(双方)等、事務負担が発生する。特に被災県では復旧・復興作業にマンパワーを要する中、事務負担が増え、応援自治体においても配慮を要する。	災害救助法第4条、災害救助法施行令第3条	内閣府	北海道、岩手県、宮城県、郡山市、いわき市、茨城県、千葉県、八王子市、海老名市、新潟県、石川県、長野県、半田市、八尾市、岡山県、高松市、今治市、高知県、熊本県、大分県、宮崎県	令和2年提案募集管理番号234において議論済み。内閣府からは「家屋被害認定調査、罹災証明書については、災害救助法に基づく救助以外の目的のために活用されることが多いことから、これに要する経費を災害救助費の対象とすることは困難」と回答があったところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

169	埼玉県	B 地方に対する規制緩和	09 土木・建築	建設業法に 関係行政機関 に対する調査・ 照会権限の 規定の追加	建設業法に、 関係行政機関 又は関係地方 公共団体 に対して照会 等を行うこと ができる旨を 規定すること。	【現行制度】 建設業法第8条 では建設業許 可の欠格要件 が規定されて おり、例えば 、禁錮以上の 刑に処せられ 、刑期満了 から5年を経 過しない者に 対しては、県 は建設業の許 可をしてはな らないとされ ている。 建設業許可申 請に際して、 申請者は欠格 要件に該当し ない旨を誓約 する「誓約書 」を提出する こととされて いるが、当県 では、欠格要 件の適切な把 握のため、他 の関係行政機 関等に対して 欠格要件の調 査を行う事例 がある。 【支障事例】 建設業法にお いて、関係行 政機関等に対 する調査・照 会権限が規定 されていない ため、関係行 政機関等に対 して欠格要件 の照会を行っ ても、個人情報 保護等の理由 により回答が 得られない場 合があり、欠 格要件の適切 な把握に支障 が生じている。 類似事例とし て、廃棄物の 処理及び清掃 に関する法律 では、法律の 規定に基づく 事務に関して 、関係行政機 関等に対し、 照会し、又は 協力を求める ことができる旨 規定されてお り、産業廃棄 物処理業の許 可申請に当た り、欠格要件 等を調査する ことができるた め、建設業法 においても同様 の規定を求め るものである。	建設業法第3条、 同法第8条	国土交通省	茨城県、大阪府、 徳島県、長崎県	許可申請にお ける欠格要件 の確認の方法 としては、誓 約書等の提出 のほか、現行 制度の下でも 必要に応じ関 係行政機関等 への照会を行 うといった方 法で対応され ており、法律 上、関係行政 機関等に照会 等を行うこと ができる旨の 規定を設けな ければならな いほどの具体 的な支障等が 明確に示され ていないため 、「提案団体に 改めて支障事 例等が具体的 に示された場 合等に調整の 対象とする提 案」として整 理する。
201	八王子市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	児童手当法第 18条及び第 19条で使用 する被用者数 における情報 連携サーバー 統計数値の活 用	児童手当法第 18条及び児童 手当法第19 条で使用する 被用者の数は 情報連携サー バーを使用した 統計数値を使 用し、個別の 照会・確認は 行わない形と する。(具体的 には、認定請 求・年度更新 の際に個別に 年金情報の確 認を行うのは なく、国が統 計情報として 一括でデータ 照会し、処理 を行う)	児童手当の認 定請求書等の 提出については 、マイナンバー による保険情 報の情報連携 により書類添 付の省略が可 能となっている が、児童手当 法第18条の 費用負担及び 同法第19条 の拠出金を算 出するため行 っている被用 者・非被用者 区分の確認(出 生日・毎年6 月1日の加入 保険及びその 筆頭者の確認 )については 、認定請求・ 年度更新のた びに情報照会 を行い、算出 する業務負担 が膨大である。 マイナンバー による保険情 報の情報連携 開始により、 被用者・非被 用者区分の確 認は、国にお いて、システ ムによる確認 が可能となっ たため、市が 個人情報をも とに個別に確 認し必要な 数字を算出す るのではなく 、国がシステ ムを利用し、 統計情報とし て算出をして 頂きたい。	児童手当法第 18条、同法 第19条、同 法第26条、 児童手当法 施行規則第 1条の4第2 項	内閣府	須賀川市、ひた ちなか市、入 間市、富津市 、海老名市、 福井市、豊橋 市、茨木市、 倉敷市、山陽 小野田市、宇 和島市、高知 県、大牟田市 、大村市	児童手当制度 のみの見直し にとどまらず 、拠出金に関 する費用負担 の根本的な制 度設計について 検討する必要 があるが、そ れを求めるに 足りる具体的 な支障や、見 直しの必要性 が十分に示さ れていないこ とから「提案 団体に改めて 支障事例等が 具体的に示さ れた場合等に 調整の対象と する提案」と して整理する。
207	須坂市、長野 県、飯山市	B 地方に対する規制緩和	03 医療・福祉	保育室等の居 室面積に係る 基準について 、「従うべき基 準」から「参 酌すべき基準 」への変更	乳児室やほふ く室、保育室 、遊戯室の居 室面積に係る 基準について 、市町村が柔 軟に待機児童 の発生抑制に 取り組めるよ う、「従うべき 基準」から「 参酌すべき基 準」への変更 を求める。	国制度による 幼児教育・保 育の無償化に よって、子の 数は減ってい るが、想定以 上の保護者が 保育所入所を 希望しており 、既存の施設 の居室面積で は入所を希望 するすべての 児童を受け入 れることは困 難な状況とな っている。 保育所等の施 設整備に少な くとも数年の 計画・建設期 間を要すること から、待機児 童の発生を避 けることは困 難になっている。 (参考)須坂市 における保育 所等の入所児 童数 1,277人(平成 30年)⇒1,3 21人(令和3 年) ※幼保連携型 認定こども園 の保育所部分 の児童数を含 む	児童福祉法第 42条第2項 児童福祉施設 の設備及び運 営に関する基 準第32条	厚生労働省	宮城県、富津市 、中野市	令和2年提案 募集管理番号 15に係る対応 として、更な る保育の受け 皿の整備に向 けた取組に関 する「新子育 て安心プラン 」が令和2年1 2月に策定さ れたところ。 今回の提案は 、上記の提案 内容を改めて 求めるもので あるが、昨年 の対応の効果 を検証する必 要があること や提案団体に おいて新たな 待機児童の発 生がないこと に鑑み、「提案 団体に改めて 支障事例等が 具体的に示さ れた場合等に 調整の対象と する提案」と して整理する。
211	栃木県、福島 県、茨城県、 群馬県、新潟 県	B 地方に対する規制緩和	02 農業・農地	新規就農促進 に係る類似事 業の一本化	農業次世代人 材投資事業(準 備型)と就職 氷河期世代の 新規就農促進 事業の一本化	農業次世代人 材投資事業(準 備型)と「就職 氷河期世代の 新規就農促進 事業」は事業 スキームが同 じである。 交付対象者に 対しては、同 様の制度が2 つあることで 、混乱を招く 一因となってい る。 また、交付主 体としては、 定める実施要 綱の違いによ り、補助金業 務を各事業ご とに行うこと となるため事 務量が倍とな っている。	農業人材力強 化総合支援事 業実施要綱、 新規就農者確 保加速化対策 実施要綱	農林水産省	愛知県、四日市 市、久留米市 、大分県、宮 崎県、延岡市 、鹿児島県	就職氷河期世 代への支援に ついては、「『安 心と成長の未 来を拓く総合 経済対策』に ついて」(令和 元年12月5日 閣議決定)に よって、令和 2年度から令 和4年度まで の3年間に政 府を挙げて集 約的に取り組 むとされ、こ れを受けて、 就職氷河期世 代の新規就農 促進事業が措 置されている ものであるこ とを踏まえら ば、制度改正 等の必要性が 十分に示され ているとは言 えないことか ら、「提案団 体から改めて 支障事例等が 具体的に示さ れた場合等に 調整の対象と する提案」と して整理する。

214	福井県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援	大規模な木造公共建築物の整備については、木材調達や工事の完成までに複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共建築物を木造で建設する場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 当県では、特別支援学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。 また、近年では博物館の木造建築において、材料(県産スギ等)調達から工事竣工までに約一年半を要している。 支障事例としては、当県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領 別紙3の1	農林水産省	北海道、盛岡市、宮城県、山形県、山梨県、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県	平成27年提案募集管理番号321において、議論済み。農林水産省からは、『木造公共建築物等の整備』については、モデル性のある木造公共建築物等の整備を通じて、木材利用の良さを地域住民の普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではない」、「インフラ整備を目的とする国交省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にするものであり、木造施設の整備に複数年かかるため、支援も複数年にわたるようすべきという性格のものではない」との回答があるとともに、「公共建築物の木造化に当たっての分離発注方式について」(平成28年3月18日27林政利第125号)が通知され対応がなされた。 今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、以上の対応を踏まえてもなお改めて議論する必要性が認められるような、当時から情勢変化や新たな支障事例等が示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
215	福井県	B 地方に対する規制緩和	11_その他	地域再生計画に係る事務の簡素化	地域再生法第5条で定められた地域再生計画の作成を不要とすること	地方創生推進交付金などは、地域再生法に基づく交付金となっていることから、交付申請とは別に、同法第5条で定められた地域再生計画を予め作成し、認定を受けた上で交付金申請を行う必要がある。 しかしながら実態として、地域再生計画の記載内容は、交付金申請に合わせて提出する交付金実施計画の転記であり、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらも内閣府所管であるが、交付金と地域再生計画の窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。 なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。	地域再生法第5条	内閣府	宮城県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、山梨県、郡上市、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、大阪府、高松市、高知県、久留米市、長崎県、宇土市、大分県、宮崎県、延岡市	平成28年提案募集管理番号191において議論済み。内閣府からは「地域再生計画と交付金実施計画の一本化については、各年度の事業費等、事業の詳細を記載した計画を認定することになるため、各年度の事業費等に変更が生じた場合に逐一認定申請が必要となり、かえって事務負担は増大することとなる」と回答があったところ。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時から情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。